

## 平成 30 年度所得調査のお知らせ

今年度は組合員・家族を対象とした「所得（市区町村民税の課税標準額）調査」の実施年です。

今回の調査では、情報連携システムを用いて、調査対象者の「所得（市区町村民税の課税標準額）」をお住まいの市区町村から組合が直接入手しますので、対象となった方から書類をご提出いただく必要はありません。

また、今回組合が取得する所得情報は、今回の所得調査の業務以外に使用することはありません。ご理解と、ご協力をお願いいたします。

**【対 象 者】** 平成 30 年 5 月 1 日現在の組合員とその家族のうち、  
調査対象とされた方

**【調 査 期 間】** 平成 30 年 8 月から平成 31 年 1 月まで

**【調 査 内 容】** 平成 30(2018)年度市区町村民税に係る課税標準額

**【そ の 他】** 今回の調査結果は、平成 32(2020)年度の国庫補助金の算定に反映されることとなります。